

三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の給与等に関する条例

〔昭和 49 年 3 月 30 日〕
条 例 第 1 号

改正 昭和 49 年 11 月 14 日条例第 3 号	昭和 51 年 11 月 9 日条例第 2 号
昭和 52 年 11 月 16 日条例第 1 号	昭和 53 年 3 月 7 日条例第 2 号
昭和 53 年 11 月 16 日条例第 3 号	昭和 54 年 11 月 15 日条例第 2 号
昭和 56 年 8 月 29 日条例第 2 号	平成元年 11 月 1 日条例第 3 号
平成 3 年 10 月 28 日条例第 2 号	平成 5 年 8 月 30 日条例第 2 号
平成 9 年 10 月 24 日条例第 4 号	平成 18 年 2 月 17 日条例第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日条例第 4 号	

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法第 24 条の規定に基づき、職員の給与を定めるとともに、併せて関連する旅費支給等必要な事項を定めることを目的とする。

(特別職の給料表)

第 2 条 管理者、副管理者の給料表は、別表第 1 のとおりとする。

(一般職の職員の給料表)

第 3 条 一般職の職員の給料表は、三島市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表を準用する。

(その他諸給与の支給)

第 4 条 給料、諸手当等職員の給与に関してこの条例に定めのない事項は、すべて三島市職員の給与に関する条例を準用する。

(給与以外の勤務条件)

第 5 条 職員の勤務時間その他給与以外の勤務条件は、三島市職員の例による。

(旅費の支給)

第 6 条 旅費の支給については、三島市職員等の旅費に関する条例を準用する。

(退職手当等の支給)

第 7 条 職員の退職手当等の支給については、三島市職員等の関係規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（昭和 49 年 3 月 30 日）から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例（昭和 33 年条例第 10 号）、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 35 年条例第 21 号）、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年条例第 20 号）、特別職の職員の給与に関する条例（昭和 35 年条例第 22 号）、三島市外三ヶ市町箱根山林組合吏員退職年金等支給条例（昭和 37 年条例第 31 号）、職員の退職手当支給に関する条例（昭和 38 年条例第 35 号）、三島市外三ヶ市町箱根山林組合吏員退職年金等支給に関する臨時措置条例（昭和 46 年条例

第 61 号) は、廃止する。

附 則 (昭和 49 年条例第 3 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 51 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 54 年条例第 2 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 56 年条例第 2 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 56 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成元年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 5 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 9 年条例第 4 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成 18 年条例第 1 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更前の三島市外三ヶ市町箱根山林組合職員の給与等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合について、なおその効力を有する。この場合、旧条例第 2 条中及び別表第 1 中「助役」とあるのは「副管理者」とする。

別表第 1（第 2 条関係）

特別職給料表

職 名	月 額
管 理 者	23,300 円
副 管 理 者	19,400 円